第3回環境経済施策調査会

日 時:平成19年3月9日(金)午前10時04分~

場 所:都庁第2庁舎 31階 特別会議室21

午前10時04分開会

小原副参事 ただいまから第3回環境経済施策調査会を開催いたします。

委員の皆様には、本日はお忙しい中をご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

私は、事務局を務めさせていただいております環境局総務部企画調整課の小原でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、本日の資料の確認をさせていただきます。

お手元に黒いクリップでとめたものと、そのほかに2枚置いております。クリップでとめたものが本日のメーンの資料になります。一番上が会議次第でございまして、その後ろに資料1、2と参考資料が1から順々につきまして、一番最後の委員名簿が参考資料の8になっております。参考資料番号は右肩の上の方に振ってございます。すべておそろいでしょうか。何かございましたらお申しつけください。

本日は8名の委員の先生にご出席いただく予定で、今、藤井先生がおそろいでないので、 ここには7名の先生にご出席いただいております。

下村先生ですが、ご欠席という連絡をいただいております。席上に下村先生から事前にいただきましたご意見を配付させていただいております。

また、前回同様、環境審議会の幹事及び関係各局、並びに環境局より各部計画担当課長が同席いたしておりますので、ご了承ください。

また、本日のお時間ですが、委員の先生のご都合との関係で、会議次第には正午までと 書いてあるんですが、終了を30分ほど早めさせていただきたいと思います。どうぞご了 承ください。

それでは、これからの議事につきましては神野座長にお願いしたいと思います。 よろしくお願いいたします。

神野座長 それでは、議事に入りたいと思いますが、30分でなくても大丈夫です。個人的にといいますか、国会に呼ばれている関係上、向こうの予定も少し伸ばさせていただいたんですが、ちょっと早目に出ていかないとどうしても間に合いませんので、議事の進行につきましてお許しとご協力をいただければと思います。

それでは、この調査会で審議いたします内容でございますけれども、環境基本計画の改定に向けて、環境対策における効果的な経済的手法、その創出について検討していただくということになっておりまして、これまで2回にわたってご議論をちょうだいいたしまし

た。きょう、ご議論をしていただいた上で、取りまとめたものを企画政策部会に報告をする必要がございます。

本日の議事進行についてでございますが、お手元にもございます報告(案)などを中心に、事務局の方から資料についてご説明をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

小原副参事 では、議論の取りまとめに関する資料の説明に入る前に、まず最近の東京都の動きをご説明させていただきます。参考資料1をごらんください。

都における今後の温暖化対策の方向ということで、前回、12月に調査会を開いてから 今までの間にいるいるな動きがございまして、その点につきましてご説明申し上げます。

参考資料を1枚おめくりいただいて、裏側の方をごらんください。下の四角の方にあるんですが、都の新たな政策方針といたしまして、2006年12月に「10年後の東京」というものを策定いたしました。「10年後の東京」の全体概要という資料が参考資料2としてお手元にお配りしておるものでございます。10年後の東京の姿ということで描いて、第3章で1から8まで姿を掲げさせていただいておりまして、その中で1番目のところが緑に関するもの、3番目に書いてありますのが温暖化対策に関するものということで言及されております。

参考資料2を1枚おめくりいただきますと、緑の部分と温暖化対策の部分の資料をつけさせていただいております。特に右側の方、「世界で最も環境負荷の少ない都市を実現する」「世界一の温暖化対策で子どもたちに豊かな環境を引き継ぐ」というタイトルのあるところなんですけれども、ちょうど今読み上げましたタイトルのすぐ下のところに、10年後の東京の姿として数値目標を掲げさせていただいておりまして、CO2排出削減目標、2020年までに2000年比25%減を達成するということを目標として掲げまして、そこよりちょっと下の左側なんですが、実現に向けた取り組みという矢印の下あたりに、「カーボンマイナス東京10年プロジェクト」を東京全体で展開していきますということを「10年後の東京」で明らかにいたしました。

参考資料 1 にお戻りいただきたいんですけれども、今申し上げたようなところを踏まえまして、「カーボンマイナス東京 1 0 年プロジェクト」を進めていくんですが、それは何かというところです。参考資料 1 の 3 ページ目なんですけれども、オリンピックをてこにした都市と社会の変革に向け、世界で最も環境負荷の少ない先進的な環境都市の実現を目指す取り組みで、 2 1 世紀に通用する新しい都市モデルにまで高めて、アジアをはじめ全

世界に発信していくということで10年プロジェクトを進めていきます。

「カーボンマイナス東京10年プロジェクト」の取り組みの基本的なあり方なんですが、下の四角のところに掲げさせていただいておりますように、東京の総力を投入し、プロジェクトを実現するということで、2007年1月という数字が書いてあるところなんですけれども、都庁の全庁横断的な戦略組織として「環境都市づくり戦略合同会議」を設置して進めていく。そのほかに、下のところ、「カーボンマイナス東京10年プロジェクト」を進めていく観点から、2007年度に地球温暖化対策推進基金500億円を設立する。この2つのことを掲げながら、「カーボンマイナス東京10年プロジェクト」を進めてまいりますということでございます。

「カーボンマイナス東京10年プロジェクト」についての詳しい説明につきましては、参考資料3をごらんください。参考資料3の1枚目のところに、カーボンマイナス都市づくり推進本部と緑の都市づくり推進本部からなります全庁横断組織について掲げさせていただいております。地球温暖化対策と緑の観点で全庁横断の2つの本部を1月に立ち上げたんですが、現在、全庁的にここに掲げさせていただいた各局が参加して、それぞれの局の事業を通じてCO2の排出削減、緑の都市づくりという分野で仕事をしていくという体制が組まれたところでございます。

おめくりいただきますと、左側が「カーボンマイナス東京10年プロジェクト」の骨格、 右側が「緑の東京10年プロジェクト」の骨格を掲げさせていただいております。

左側の「カーボンマイナス東京10年プロジェクト」の方なんですが、右半分のところ、骨格として1から5まで掲げさせていただいております。1番が世界最高水準の省エネ技術を活用した東京発のエネルギー戦略の展開、2番として世界一の再生可能エネルギー利用都市の実現、3番といたしまして持続可能な環境交通ネットワークの実現、4番といたしまして新たな環境技術の開発と環境ビジネスの創出、5番目といたしましてカーボンマイナスムーブメント。カーボンマイナスムーブメントと申しますのは、CO₂削減に向けました基盤を形成するであるとか、それをアジア、世界に発信していくといったことを内容といたしております。

参考資料 1 にお戻りいただけますでしょうか。参考資料 1 の一番最後のページなんですが、今申し上げましたプロジェクトの骨格というのが上の方に書いてありますが、こういう骨格に基づきまして、現在どういう取り組み状況であるかというところでございます。 平成 1 9 年度 (2 0 0 7 年度) の東京都重点事業による先行実施といたしまして、上記の 骨格の考え方に基づきまして、現在、既に公立学校の校庭芝生化について予算計上してあるということでございます。加えまして、都庁舎や電力自由化対象施設におけるグリーン電力の購入を進めていくという方針を定めて、実際に進み始めております。そのことにつきまして参考資料の方でつけてございまして、参考資料の5と6をごらんいただけますでしょうか。

参考資料5が「環境に配慮した電力の調達方針について」ということで、2月21日に環境局長と財務局長から全庁の組織に対して回した資料になります。こちらでは、競争により電力を調達する場合には、電力のCO2排出量について考慮するとともに、グリーン電力も一定割合で購入するということでございまして、参考資料5の裏側をごらんください。調達する電力については、二酸化炭素排出係数が0.392kg CO2/kWh未満であることということで、排出係数の高い電気は買いませんということになります。また、購入する電気量の5%相当のグリーン電力を購入しましょうということになっております。あと、右側半分の方で一番上に水準1とあるんですが、水準1というのは、水準2から水準1に格上げになっておりまして、競争で電力を購入する施設はすべてこの方針でやらなければいけないという位置づけに変わりました。

東京都では、このように環境に配慮した電力のグリーン購入ということを始めまして、 そこだけにとどめるのではなく、同じような取り組みをする自治体を広げていこうという ことで、参考資料6をごらんください。3月23日なんですが、国立オリンピック記念青 少年総合センターで、東京都のグリーン購入の仕組みについて、自治体向けにセミナーと してご紹介申し上げて、自治体からグリーン購入の取り組みを広げていきましょうという ことを進める予定でおります。

参考資料1にお戻りいただけますでしょうか。一番最後の現在の取り組み状況で、今申 し上げたグリーン電力の購入などのほかに2つ、その1が第二世代バイオディーゼル燃料 実用化共同プロジェクトの実施、こちらは2月6日に発表したんですが、19年度に新し いバイオ燃料の実用化に取り組んでいきますということになります。

一番下のところ、100万キロワット相当の太陽エネルギー利用に向けた「太陽エネルギー利用拡大会議」を設置ということで、参考資料4に発表資料を添付させていただきました。参考資料4なんですが、太陽エネルギーの利用拡大ということで、太陽光発電に加えまして、最近利用が全然進まなくなってしまっております太陽熱利用も広げていこうということで、2つの検討会を設けまして検討してまいります。本日ご参加いただいており

ます末吉先生にも、こちらの委員としてご就任いただきまして、裏面の委員の先生方にご 参加いただいて検討してまいります。

これらが現在の取り組み状況でございます。

以上、駆け足でありますが、参考資料1から参考資料6までを用いまして、最近の東京 都の動きについてご説明申し上げました。

引き続き、資料1に基づきましてご説明させていただきます。資料1ですが、この資料は、前回、前々回のご議論の中で、委員の先生方からいただいたご意見に基づきまして事務局で整理させていただいたものでございます。こちらの資料の末尾の方には、参考といたしましてこれまでの意見をまとめたものをつけさせていただいております。

資料1でございますが、東京都環境審議会「環境経済施策調査会」報告ということで、タイトルとして「~環境対策における効果的な経済的手法の創出について~(案)」。経済的手法を検討する上での基本認識というものが1枚目の表側に出ております。基本認識としまして、左側のところにあるんですが、地球温暖化問題が極めて深刻な状況にある。ここではIPCC第4次評価書第1作業部会報告であるとか、平成18年11月に発表されたスターンレビューから抜粋で引用しております。認識といたしまして、人間による経済活動が、環境に与える負荷が大き過ぎるため、経済活動を支える環境システムが壊れそうになっているという認識を持っております。そこで、次の考え方を共通認識とすることがまずベースになる。健全な環境システムが存在しない状態では、そもそも市場経済活動を営むことすらできない。

では、現状はどうなのかというところが右側なんですが、現在の市場経済活動というのは、環境システムを回復するための費用(環境対策コスト)が市場の外にあっって、市場に乗っていないコストは、市場を通じるインセンティブだけでは解決できないという状況にある。そこで、規制的措置も含めまして、市場の外にある環境対策コストを、市場の内部のコストとする仕組みづくりを行うということが1つ。市場経済の担い手全員が、今後の環境対策の担い手になる。この2つのことを実現していって、社会や経済を動かすルールの中に環境対応の視点を織り込んでいこうというのが、この調査会での経済手法を検討する上での基本認識という意見であったというふうにまとめさせていただきました。

裏面に移ります。施策構築における基本的な考え方でございますが、2つございます。 まず第1でございます。社会や経済を動かすルールをつくるということで、従来の行政 が中心になっていくということではなく、企業や市民にも責務がある。ルールづくりの担 い手に、行政だけではなく、企業や市民も位置づけていきましょうということで、行政の 責務としては今までにも増しているいる出てくるんですが、環境に配慮した財・サービス が選択されるように、必要であれば規制を行うとか、税を利用するであるとか、補助金を 入れることで選択を勧めるであるとか、情報提供などを行っていって、適切に何が環境に いいのかをわかるようにしていくというような責務がある。企業なんですが、環境に配慮 した財やサービスを提供する。あるいは購入の促進、情報提供等を行う責務。市民の責務 としましては、環境に配慮した財・サービスを選択していくということが責務である。

2番目のところにございます社会や経済を動かすルールづくりの考え方といたしまして、上の市民の責務とも関連してくるところなんですが、高い環境価値を有するものに高い評価を付与する仕組みづくりをしていこう。何が環境面にいいものかがちゃんとわかるようにして、わかりやすくしていかなければいけないというご意見をいただいたところを踏まえておるんですが、まず環境配慮の価値に、それが市場で評価されるようなわかりやすさを与えていく。環境配慮の度合いに応じて評価する基準を明確化して、例えばラベリングを行う。例としては、マンションの環境性能表示で12個のラベルがあるのがわかりやすいというご指摘もいただいたところでございましたが、周りから見て環境配慮の度合いがわかるような基準を明確化していこうと。

その上で、右側の上の方なんですが、市場交換性を与えられた環境配慮の価値に高い評価を付与していく。2つありまして、1つは環境配慮の度合いの高いもののコストを相対的に下げていく方法。例としましては、金利優遇であるとか、補助金であるとか、減税であるとか、その反対の課税措置といったものがございます。

もう1つは、費用負担の度合いに応じた満足が得られるようにする。高いお金を払うんだけども、高い満足がある。表彰するであるとか、ブランド化していくですとか、そういったことが考えられております。

いいものをいいものとして評価するということとあわせまして、市場で評価される最低 ラインもわかるようにしていこう、これより質の低いものは市場では求められるものでは ないですというものがわかるようにしていこうということでございます。

こういったことを通じまして、公的、私的を問わず、貨幣全体が環境によい方向に流通 していく仕組みを構築していくというのが、施策構築における基本的な考え方であるとま とめさせていただいております。

2枚目の表側に移ります。主な方策(案)でございますが、2回の調査会の中では、現

在、東京都の中でも全庁的組織を設けまして重点的な対策の対象としておりますみどり対策と地球温暖化対策を例として取り上げさせていただいて、経済的な手法に関する議論をしていただきました。この審議を通しまして、東京都が平成19年度に改定を予定しております東京都環境基本計画において、社会や経済を動かすルールに環境対応の視点を織り込んでいく手法として、次のような仕組みの創設、金融機関との連携、税制措置などの方策が考えられるということでございます。

下の方、各環境対策に共通する方策についてというところをごらんください。高い環境価値を有するものに高い評価を付与する仕組みづくりというところで、例としてたくさん掲げさせていただいてあるんですが、環境配慮に積極的な取り組みを実施していることが奨励・評価されるような仕組みをつくるであるとか、環境配慮基準の明確化、規制的な措置、あるいは成功事例であるとか、採算的なメリットなどの紹介の拡充をしていく。やっているということが周りから見てはっきりとわかるような奨励的な措置であるとか、規制的な措置をやっていくというのが1つ考えられるということでございます。

そのほかに、民間金融機関等との効果的な連携。民間金融機関の投資リスクを軽減するような都の財政支出のあり方であるとか、都の財政支出の効果が何倍にも増幅していくような仕組みの構築というものもございました。

右側の方でございますが、環境対策に関する意識が高まりつつある市民との連携ということで、少々高くても環境によいものを買いたいという意思を持った市民との連携を進めていくということでございます。下の方なんですが、企業や金融機関の環境対応を評価する社会意識の醸成というものもやっていこうということでございます。

以上が共通の考え方でございまして、おめくりいただいたところで、地球温暖化対策についてというところと、さらに次のページのみどり対策についてということで、実際に議論した2つの分野について少し詳しく書き込んだのがこちらでございます。いずれのページも左側半分は、先ほど参考資料の方でご紹介申し上げました全庁的な10年後の東京の方で掲げさせていただいております大きな枠組みとして、今後どういうことをやっていくんだよという方向性でございます。そういうものを進めていくということで、右側の方策ということで整理させていただいております。

まず地球温暖化対策についてですが、大きく3つの柱を掲げさせていただきました。事業者(企業等)の環境対策をさらに推進する方法といたしまして、企業のサプライチェーンマネジメントへCSRの視点を盛り込む。一定レベル以上の環境配慮型施設のコスト回

収を早めていくといったようなことが考えられるということでございます。

また、2点目といたしまして、建物の環境配慮設計をさらに推進する方法といたしまして、高い環境配慮設計の建物の不動産価値が高まっていくような、不動産鑑定評価に反映するような仕組みをつくっていくということがございました。

3点目といたしまして、再生可能エネルギーの利用を高める方法ということでございまして、1つは先ほどご紹介いたしましたグリーン電力購入を自治体から始めるといってはおるんですけれども、その費用を内部化していくということが1つのテーマとしてございました。もう1つは、需要サイドからのソーラーエネルギーの活用促進ということで、ソーラーエネルギーの活用を促進するために、国の補助金が切れてしまっている現状を踏まえて、補助金を支出していくことであるとか、補助金等の都の財政支出が市場で効果的に生きるような仕組みをつくっていくといったような意見がございました。

みどり対策についての方に移ります。こちらも同じように、左側半分は「緑の東京10年プロジェクト」の骨格から引っ張っております。ご議論いただいた主な方策でございますが、事業者ですとか企業の環境対策をさらに推進する方法といたしまして、こちらは今申し上げたものの再掲になるんですが、企業のサプライチェーンマネジメントへCSRの視点を組み込んでいくであるとか、一定レベル以上の環境配慮型施設のコスト回収を早めるということ。

2つ目といたしまして、建物の環境配慮設計をさらに推進する方法といたしまして、建物のところにおける緑の確保の状況などを不動産鑑定評価に反映するといったような考え方があるということでございます。

3点目といたしまして、貴重な緑を保全する方法といたしまして、里山、森林等貴重な緑を保全するということでいいますと、維持管理に経費がかかってくるということがございますので、継続的に資金がそこに入るように、募金であるとか協力金であるとか税などを活用して保全していくということが重要になるであろうという意見をいただいております。

以上がみどり対策の具体的な議論としてまとめさせていただいた内容でございます。

おめくりいただきまして、参考ということで、本調査会における委員の主な意見ということで掲げさせていただきました。さまざまな分野でさまざまなご議論をいただいておるところではあるんですが、大きく経済的手法を検討する上での基本認識に関する意見を整理させていただいたものが1枚目でございます。2枚目が各環境施策に共通する方策につ

いてということで、区分ごとにいただいた意見を整理させていただいております。以下、 同様に区分ごとに意見をまとめさせていただいたもので、資料をお手元にお配りさせてい ただきました。

以上で、駆け足ではあるんですが、東京都環境審議会環境経済施策調査会の報告案についてご説明申し上げました。

資料2でございますが、今回、特にご検討いただきたい事項ということで資料2を配付させていただきました。2つございまして、1つは報告の構成についてでございます。検討の基本認識、論理展開について、こちらは資料1の1枚目から2枚目あたりのところが対象になってくるかと思います。特に強調すべき事項があれば、そこについてもご議論いただきたいと思います。また、主な方策についてということで、こちらは3ページ目以降、具体的に書き込んであるんですけれども、こちらにつきましても都へ提言する方策のあり方であるとか内容について、特にここは強調すべきだという点がございましたら、そちらにつきましてもご検討いただきたいと思います。

本日の会議では、調査会の議論を取りまとめる上で、今ご説明申し上げましたとおり、報告の構成として基本認識や論理展開について、あるいは主な方策の内容につきまして、 それぞれほかにも考えられる事項はないか、ここに書いていなくてほかに考えられる事項 はないか、また、特に強調してよくわかるように目立たせたい事項はないかなどを中心に ご議論いただきたく思います。

最後でございますが、今後のスケジュールにつきましてあらかじめ説明させていただきます。参考資料7をごらんいただけますでしょうか。本日の委員の皆様のご意見を踏まえまして、事務局の方で報告(案)を修正いたしまして、神野座長にご確認いただくというやり方で進めさせていただきたいと思います。改定のスケジュールなんですが、本日が四角の下から2行目の3月9日、報告(案)についてというところでございます。この報告(案)についてきょう議論した結果につきましては、3月26日に企画政策部会に報告する予定になっております。企画政策部会の報告を踏まえまして、平成19年の春ごろ、環境基本計画の改定に関する検討というところに移ってまいりまして、東京都環境審議会中間のまとめという形で取りまとめを行います。中間のまとめに対して、都民意見の募集であるとか、区市町村長意見聴取をいたしまして、最終的には19年度内に都環境基本計画の改定につなげていくという予定でございます。3月26日の企画政策部会への報告ということで、本日のご議論いただいた内容を資料1の報告に反映させて、修正させていただ

いたものが3月26日に提出される予定でございます。

資料の説明は以上でございます。

神野座長 どうもありがとうございました。

それでは、どういうふうにご議論いただきましょうか。最後の参考資料7でご説明いただいたように、基本計画に私どもの委員会で検討した成果をいかに織り込むかで、そういう織り込むべく作成される報告書をどういう構成で、どういう内容で、どのような点を強調したらいいかということを主としてご議論いただければいいのですが、とりあえずご議論いただいた内容をもとに、事務局の方で案をつくっていただいております。

最初に、特に制限を設けませんので、ご自由にご議論いただいて構わないのですが、何か全体の議論ないしは今のご説明にご質問ありましたらちょうだいしたいと思います。

大塚委員 大塚委員 質問でまことに申しわけないんですけども、資料1の2ページの1です。非常に心地よい言葉で書いてあるんだけども、ルールづくりの担い手に行政だけでなくて企業、市民も位置づけるというのは基本的には結構なことだと思うんですけど、企業の責務で書いてあることはルールづくりの話ではないと思いますし、市民の責務で書いてあることもルールづくりの話では多分ない。ルールづくりという言葉をどういうふうに受けとめるかということなのかもしれないんですけど、もし1のところの2行目に書いてあることをおっしゃるのであれば、もう少し別の内容か何かを加えないと、その下に書いてあることは今までいわれていることとあまり変わらないと思います。そこら辺を注意をしないと、全体的に非常に心地よい言葉で書いてあるけども、内容が本当に実現性を伴っているのかと思われてしまう可能性も全くないわけではないので、ここはどういうふうにしたらいいか教えていただけるとありがたいと思います。

あと、これは全体にかかわることではないですけども、5ページとか4ページのところに不動産鑑定に環境配慮設計のレベルを反映するという話がありますけど、具体的にはどういうことをするか、例えばでもいいんですけども、教えていただきたいと思います。

私、基本的に環境政策を進めていくことはもちろん賛成ですので、水を差すつもりはないんですけども、ただ、読んでいてちょっとどうかなと思ったりすることが全くないわけではないものですから、すみません。

神野座長 1番の方は、行政がみずから規制していくルールをつくるだけではなくて、 それぞれの経済主体である市民とか企業も自己規制するルールを自分たちでつくって、自 分たちで行動していきましょうと。自己規制していく、そういう意味でいいんですよね。 そういうふうに読めるんですが、そういうルールでいいんですよね。

小原副参事 今、先生がおっしゃっていただいたところを想定しております。 1 つの例 といたしましては、企業が自分たちで自分の会社はこういうグリーン購入をしますという ルールを決めて、そのルールに従って調達していくであるとか、そういったものも企業が みずからつくっていくルールになっていくと。

大塚委員 では、そういうふうに書いてください。書いてあることが、これだとわからないです。

神野座長 そうだとすると、むしろ逆で行政というのがおかしいんだよね。行政はルールをつくるところではないので。問題はむしろそちらではなくて、ルールをつくるのは行政ではない。都民が共同意思決定でつくるものだし、決定権は議会にある、ないしは行政部門が議会に提言して、決定権は、ルールそのものは議会にあるので、それぞれの主体がやると同時に、共同で決めるべきことというのが少しわかるような表現なんだけど、これは難しいから、どうしますかね。行政という言葉の方がむしろ悪いかもしれない。本当は政府なんだけど、日本はガバメントというと行政しか指さないんだよね。そんなこと、ほかの国ではあり得ないんだけど、そっちの方が不適切かなという表現……。

末吉委員 それに関連しましてなんですけども、例えば2020年までに25%削減という具体的数字が入るんですけど、それぐらいのタームで見ますと、世界は規制が非常にはびこるんじゃないかと思うんです。今のお話は、まさに今のあれでいくと、自己規制とか、ボランタリリーに何かをやるとかという話ですよね。ですから、規制と自主的にやるというこの間のどこに持っていくのかというのは相当重要だと思うんです。あくまで自主的に民間とか個人とかにお願いベースでやって、奨励するだけで済む話なのか、かなり規制に近いような自主的な自己規制、抑制をしてもらうようなものに持っていくのか。本当は多分そういうねらいなんだと思うんですよね。規制がのどのここまで出ているけど、規制とは言わない。だけど、実質はほとんど規制的に厳しいものをやっていかないと実現ができないですよね。ですから、そこのところをこの提言の中でどう表現して具体的にやっていくのか。ですから、例えば金融機関なんかももっと強い要請を出していいんじゃないか。後で申し上げようと思うんですけれども。ですから、あまりボランタリリーにというのではちょっとあれなんじゃないか。

そういう意味では、僕は行政というより公的部門と市民とビジネス、この3つのアクターが共同して、共通の責任を負っていくんだというようなところが強調されるべきじゃな

いかと思います。

神野座長 読んじゃうと、むしろ企業と市民がボランティアで頑張ってねというメッセージになりかねない。そういうご心配ですよね。

末吉委員 そうです。

大塚委員 だから、企業とか市民のところにみずからルールを設定してとか、そういうことを書いていただくとわかりやすいかもしれない。サービスの提供とか購入の促進とか書いてあるだけだと、そこはよくわからないものですから。

神野座長 今のお話は、もっとボランタリーに丸投げするのではなくて、共同でやっていくという重要性を……

大塚委員 3つ書いてあるのは、共同でやっていくということじゃないんですか。

神野座長 だけでなくということをわざわざ言っているのは、むしろそこよりも後者に 中心があるわけですよ。この文章は。そういう理解でいいんですよね。

末吉委員 ええ。

神野座長 だから、それはむしろ、まず社会全体でそれぞれのアクターが共同意思決定をしてルールを決めるということがというか、ルールを決めることを含めた共同の行動が重要で、さらにそこでそれぞれのアクターごとの自己規制も重要だと伝わった方がいいだるうと。

末吉委員 ルールづくりのプロセスにもさまざまな形で参加しているし、そこで合意形 成するわけですから、そのルールが求める責務はやっぱりちゃんと果たしていくという。

神野座長 竹田委員はこれでよろしいでしょうか。つまり、いつも財界の方から自己規制に任せてもらいたいとご意見が非常に強いので、こういう表現になると思うんですが。つまり、共同でみんなで決めちゃうよりも……。もちろんそこには、企業も今おっしゃったように入ってくるわけなんだけれども、まず企業の自己規制を優先するという意見がともすると強いんですが、よろしければ適切にそういうことが伝わるような表現に変えた方がいいような気もするのですけれどもということですよね。

末吉委員 そうです。

竹田委員 きょうの新聞にも、各企業がCSR調達をやっていこうというようなことで、いろんな取り組みを各企業がそれぞれやっていますよね。やっぱり企業それぞれよって立つところも違うわけですから、やり方も違うというところもありまして、一律的に何かというのは難しいのではないかと思っています。

CSR調達についても、やってないから取引を即中止するとかではなく、経営基盤の弱い中小企業にもきめ細かな配慮をしながら、サプライチェーン全体で共にCSRを推進していくことが肝要です。

1つ、気になっているのは、2番の市場で評価される最低ラインの設定というところで、確かにガイドライン的なものをつくるというのはわかるんですが、市場評価の最低ライン以下の者は排除するというのはちょっと厳しい表現かなと。むしろ、排除するというよりは、こういう取り組みに進んで参加してもらうというところの方を強く打ち出すべきなのではないかという気がします。中小企業の皆さんとか市民の皆さんにもいろんなことがまだまだ伝わっていない部分があります。私どもの会社の事例でも、生産拠点も33もあるんですが、今そこで、すべての拠点でISO14001とか、エコアクション21を取得したりしているんですけど、そういう取り組みをしていく中で、小さな生産拠点も非常に意識が高まって、思いがけない省エネ効果だとかCO2削減の効果が出ているというのはあるんですね。やっぱりまだまだ気がついていない、わかっていないところがありますので、その辺をもっと知らしめて、たくさんの人に市場に参加してもらうということの方が大切ではないかなと思います。

神野座長 1のところの文面の修正は、後段の書き方、ルールづくりの担い手が狭くとられると、先ほど大塚委員がご指摘のような誤解を生じるので、2つに分けるか、あるいは、今、竹田委員のお話を聞いていれば、それほど大きな抵抗はないと思いますので、全体のルールづくりに、行政も兼ねて公と、社会の構成員で共同でつくっている組織体と、それぞれの企業とか市民とかという組織体が参加して、共同のルールづくりに参加するということと、もちろんそういうことも重要だということをまず言っておいて、その上で、それぞれ企業も企業として自分たちでルールをつくって努力していくし、市民も自分たちで自己規制していくというようなことがわかるような形で書くということで、あまり大きなご異論がなければ、それが読み取れるように、誤解を招くような表現になっていることがあるかもしれないので……。というよりも、逆に最初のところが弱いかもしれないので、そういう書き方に変えられれば変えてもらった方がいいと。

藤井委員 今、座長がおまとめになったようなことなのですが、最初のところは「ルールづくり」ではなくて、社会や経済を動かす、持続可能にしていくには、行政とか他の主体も責務がありますという意味ですよね。そのためには、実質的にはこの報告書の中でも規制ということが1つのインセンティブになっているように、規制を担う行政だけではな

くて、企業や市民もそれぞれ自己規律的なルールづくりが求められるといった風な表現にすればいいと思います。同時に、2のところで書いている社会や経済を動かすルールづくりというのは、行政による規制的ルールづくりと、企業、市民レベルの自律的ルールづくりを総合したものとしての考え方ということになります。だから、もともとの報告書の概念は「ルールづくり」を、そういうふうに位置づけておられると思いますが、言葉としては、行政がやるルールと一般の人がやるルールづくりというのは別ですよね。一般の人のルールづくりのほうも責務と書くと違和感が出る。

神野座長 自発的。

藤井委員 そうですね、自発的なものですね。だから、ここで使うルールづくりの言葉の定義づけを総合的なものとして位置づけて、行政の分野と、企業、市民の分野の自律的なものとに分けて、それらが両方ないと経済社会はうまく回りませんよというふうな表現にすればいいと思います。

神野座長 だから、下を含めて整理して、責任という言葉を入れたければ、さっきも言ったように、共同で決めたことについて守るという責任と、自発的にやっていくということも、これに責任を使うんだったら、そういうことをやるのも社会的責任だという程度の責任ですよね。自発的にやっていくんだけれども、そういったことも社会的責任なんではないかと。ルールに2つの意味があることを、同じ言葉で使ってしまうと誤解を招くきらいがあるので、ルールでも2つあるわけですよね。

大塚委員 藤井先生がおっしゃるとおり2つあって、特に議会、行政の方が 行政は 細則をつくることは可能なものですから、そういう意味ではルールづくりに行政が入って も多少構わないと思いますけれども、議会、行政は基本的には最低限のところをつくるわけですけども、企業とかの責務で、あるいはNPOとか市民とかがつくられるのは、それ を越えたより先進的な部分だという整理に恐らくなると思いますので、この2つを全く境目を切ってしまって一緒くたにはしない方がいいなと。今おっしゃったことはまさにそういうことだと思いますけど、私もそのように考えております。

行政がその責務やルール設定をするときに、これで市民参加が入ってくるというのもそのとおりなんですけれども、それから、企業のご意見も聞きながらということはもちろんそのとおりなんですけども、多分、右と左では切れていて、左の方にも市民がパーティシペーションしながら決めていくという整理ではないかと思います。

末吉委員 ということであれば、1はものすごいベースというか、基本的な考え方で、

1のところでこれまでの日本社会における各アクターの社会問題に対する責任の考え方とか、受けとめ方とか、それの責任の果たし方に対して、新しいものを提案するんだと。それは3つがそれぞれの自分自身の責任のあり方をもう一回見直すと同時に、各立場だけの責任じゃなくて、3者が合同しての共同責任をとっていくんだという意味で、1は責任のあり方を我々は今回のこれでどう見直していくのか。新しい東京都における各アクターの責任のとり方、認識の仕方をどういう新しいコンセプトでやるのかというのが1で、2はそういう責任を大前提に、特に経済、マーケットでの、それを具体的に実行していく上でのルールづくりといいますか、市場の規律をどういうものを求めるとか、そういうような話になる2段階のような気もしますけどね。ご議論を聞いていますと。

神野座長 そこは私の理解では、議論が錯綜しているように見えるけど、錯綜していないと思うので、言葉を適切にわかるような形で整理できれば、ここの委員会としてそう大きな違いがあるわけではないと思います。今の整理できますか。何かありますか。事務局の方からコメントとかあれば。

小原副参事 こちらで整理をした形でお出ししたものの足りない部分を今のご議論で大 分明確にしていただきましたので、そこを踏まえまして修正いたします。

大塚委員 不動産鑑定のところ、どうやってやるのかなと。例えばでいいですけど、そんなめちゃくちゃ具体的じゃなくていいです。もうちょっと詳しく言えば、不動産鑑定は不動産鑑定評価の方でおやりになるので、都がこれからどういうふうにこれを入れてもらうということを例えばお考えなのかという心配というか、私はちょっと方法が浮かばないものですから、教えていただければということです。

小原副参事 今ご指摘いただいた環境配慮設計のレベルを不動産鑑定に反映ということで、今確立している不動産鑑定の仕組みというところで申し上げると、配慮されたものがそこにすとんと乗っかるという状況にはないのかなと思っております。ただ、今後の方向の考え方としまして、実際に環境に配慮されている設計を織り込んでいって、居住性が高まっていくとか、さまざまな恩恵というものが目に見える形で市場側に評価するようになっていきますと、市場評価される価値が上がっていくということを通じて、環境配慮設計をやった不動産の評価が上がっていく状況はつくれないものかなといったようなことを中心に考えております。

大塚委員 例えば断熱効果とか、近くに緑があるとか、そういうことで不動産鑑定の評価が変わってくるとか、そういうこと……。

大野企画担当部長 不動産鑑定等は、現在の不動産鑑定の仕組みを直ちに変えるという話じゃなくて、例えば具体的に言いますと、マンションの環境評価ラベルをつけまして、環境にいいマンションが市場でよく売れるというふうなことで、そういう意味で、市場における不動産評価が高まると。

大塚委員 わかりました。

神野座長 僕の考え方から言うと、もうちょっと別な表現ないしは つまり、これは 価格を上げるということですよね。不動産価値というのは。みんな上がっちゃうよね。固 定資産税が高くなるわ……。公の部分からいくと上がっちゃうわけですよね。むしろそう ではなくて、買ってもらいたいわけでしょう。普及したいわけだから、価格を上げるということだけでも……。例えば、僕、よくわかりませんけど、この商品がいいといったとき に、この商品は非常にいいんだから、ラベルをくっつけて高くしてという発想ではないよ ね。つまり、同じ価格だとしても、こっちの方がむしろ購入してもらいたいということを やるわけですよね。そういう施策じゃないとだめですよね。だから、価値を高めた方がいいんですか。高いと買わなくなるんじゃないかと。つまり、価値は非常にいいんですよと。供給側についてインセンティブを与えるという意味ですよね。

小原副参事 はい。

神野座長 需要側からすれば安い方が……。

大塚委員 売る方が高く売れるようになることを考えておられるということでしょうか。 神野座長 ですよね。だから、書き方を変えないと、これだと……。

大野企画担当部長 これだと確かに値段を高めるみたいに見えちゃうところもありますけども、場合によっては値段が高くても環境にいいものは買えるということもあろうかと思いますが、第一義的に値段を上げようという話じゃなくて、環境にいい商品が市場で評価されるようになるという意味です。

神野座長 だって、何でも環境にいいものをつくれば高く売れるからといって高くつく りますが、それはそれでいいんだけれども、買う側として別に……という話じゃないです よね。

末吉委員 もちろん消費者として、中身がよくて環境配慮が高くて、値段が安い方がいいんですけども、この運動が定着した暁にはそうなると思いますけども、最初の動きをするときにはイニシャルコストが非常にかかりますから、それを社会全体でどう負担していくのかというのも加えなきゃいけない。そこもこの問題でどう考えるのか。経済システム

自体をこれから社会が変えていくんだから、すごい社会コストがかかるわけですよね。これをどうやって、だれが、どういうメカニズムで負担していくのかという議論ですから、将来は先生がおっしゃるとおり、いいものが安く買えるようにする。その前半をどうするか。

神野座長 だから、形としては、非常に価格が高いものであっても、消費者がそれを選択するという仕組みとか、高くてもコストを社会共通に負担し合って供給コストが安くなるとか、何かやらないと、政策としては理解しにくいかなというのが単純な印象なんですけど。普通にいけば、租税負担は高くなるわ、相続税は高くなるわ、そういう話に……。

藤井委員 現在も不動産鑑定に際しては環境評価をするということにはなっています。しかし、現実にはとてもできていない。今、国土交通省のほうでその辺の制度整備をやっているようです。不動産の評価に際しては環境面でのマイナス評価がある可能性もあるわけです。現状は取引評価だけの時価で評価しますけれども、例えば土壌汚染だとか、アスベストがあるということは顕在化したもの以外は、事実上評価に入っていません。それをマイナス評価しなければならない。同時に、ここでの意味は、こういう環境にプラスのものもあるでしょうということだと思います。環境にプラス・マイナスになるものを不動産価格に正確にできるだけ反映させましょうというのが世の中の両方の流れだと思います。

こうしたプラス・マイナスの評価が不動産取引に反映すると、不動産を売る側からすれば、もちろん土壌汚染がないことを前提に消費者が買うわけですから、事前に汚染を除去しようというインセンティブが出る。さらに、緑化をすればプラス評価されるならば、消費者はより高い値段で買ってくれるだろう、ということで、緑化等のプラス価値をオンして商品化できる。そういう形で供給者が環境に配慮する方向で競争することをねらっているわけですよね。この政策を斟酌するとですね。ですから、そういう意味で、短期的には環境にプラスの配慮をすることで、その不動産の価格は多少、高くなるかもしれないけれども、それに対する消費者のニーズはあると思います。なぜかといえば、それは消費者が環境配慮を価値の増加とみなす選択をできるからなんですね。そこで、緑化もしていない、あるいはアスベストも土壌汚染も隠しているような不動産を販売するような業者は淘汰されていくわけです。環境を評価する形で市場原理が起き得るということだと思います。

もちろん、単に緑をビルに乗っければいいということではなくて、プラス、マイナス両 方を的確に評価することによって、供給者の競争を起こさせる狙いだと思います。同時に、 消費者も、単に目先の価格だけで住宅などの商品を評価するのではなく、環境にいい物件 は資産効果も上がるのだということを理解させる必要があります。逆に環境面で劣化した ものは価格が下がるわけです。要するに、東京都が今、マンション環境格付け制度でやっ ているようなラベリング等をもっと広範に活用して、こちらの方が環境の価値も経済的価 値も高いんですよということを示していく施策とつなげていけば、それなりに意味がある のではないかという気がします。

神野座長 いずれにしても、不動産鑑定をしたときの価値が市場価格と違うということであったりすれば、またそれはそれなりに意味があるけれども……。

藤井委員 それを市場価格に反映させようということですね。つまり、環境のプラス、マイナスの評価を両方、取引価格に反映させる。当然、そうなるべきなんですけれども。 大塚委員 土壌汚染はもう反映されています。

藤井委員 ただ、評価する人がだれも取引に組み込まれていません。今は不動産鑑定の 仕組み上はそうなっているのですが、鑑定士さんは環境評価の知識を持っていないので、 環境調査の業者に投げるわけです。しかし、その仕組みが不十分なわけです。ですから、 まさにそういう仕組みを機能させるときに、マイナスの価値だけじゃなくて、プラス価値 も時価に反映させるという仕組みが必要だと思います。

大塚委員 何となくわかります。

神野座長 何となくわかるけど、何となくわからないのは、普通は悪いものは価格を上げさせろといっているんだけれども、その方が不動産の市場では効くんですかね。

大塚委員 やっぱり高く売れるということが一番大きいんじゃないですか。最初の話に 戻ってしまいますけど。

藤井委員 資産価値の中に入れるということです。

大塚委員 わかります。税の話とかを考えると、ちょっと頭が痛い。

神野座長 そういうふうになるのであればいいのですが、普通、次の価格とのずれは非常に起きますから、自動車なんかもそうですけれども、高くすれば高くするほど中古車の値段は落ちる。例えば同じ車をさまざまなお金をかけて、ヘッドのカバーをつけたり、価格を上げますよね。そうすると、価格を上げれば上げるだけ中古車市場では安くなる。売れませんから。一般的な需要がない。特殊な車になっちゃうから。最初に出す市場価格とまた違うから、それは本当にちゃんと連動するんですか。僕も不動産市場はよくわからないから。じゃ、いいです。深くは……。

藤井委員 例えば広尾ガーデンヒルズのマンションは中古でも価格が高いといわれます。

中古マーケットでも人気が落ちないようですね。その要因は別にここでいう意味の環境要因ではないわけです。周辺環境の魅力も若干あるかもしれませんが、むしろ地理的な利便性とか住むステータスなどですね。もしこういう要因に加えて、この建物は環境価値が非常に高いとなるともっと上がるかもしれない。なぜなら環境に配慮した建物は長持ちして建物の寿命にもいいし、CO2の排出も少ない、エネルギー効率がいい、といったことが市場で価値として認められれば、他の物件でも中古市場の価値が下がらず、むしろ上がるかもしれない。ここでの表現は、そこまで踏み込んでおられないわけですけども。ただ、もしこうした制度を実施するならば、そうした建物を認定する制度等がないと回らない。今は十分に環境を評価できる人がいないわけです。だから、そこの制度化も施策にリンクしていないとうまく機能しません。木ですから切ってしまえば終わりですから、その辺の価値を保全するような、評価と保全のための仕組みも要ると思います。

神野座長 いや、消費者の需要行動などを変えていくということとか、コスト構造について何らかのあれを加えるということであれば、同じ価格であっても環境のいいものを消費者が選択するということがあるんですが、同じ価格であれば環境のいいものを高く評価してあげますよということがちょっと意味がわからない。

藤井委員 そこが市民のルールづくりの要素に入ってくるかもしれない。自律的な。

神野座長 だけど、政策として不動産鑑定を評価するときに上げてあげましょうということでしょう。不動産鑑定というのは適正な時価、つまり、取引をするときの基準をつくるということで決めるわけですよね。つまり、固定資産税とかなんとかに直接反映するわけではないんだけれども、適正な取引をするときに時価の基準として設定されているのが不動産鑑定の価格であると理解していいですよね。

小原副参事 はい。

神野座長 そういうときはやっぱり高くした方がいいわけですよね。

小原副参事 今ちょうどご議論いただいているのが、藤井委員がおっしゃられたような ラベルであるとか、評価の軸みたいなものを置いて、その中で環境面で質の高いものが高い評価を得られる。その様子が一般の市民から見てもちゃんとわかるようにしていくという状況をつくっていく必要があるというのが、2の高い環境価値を有するものに高い評価 を付与する仕組みづくりというところで掲げさせていただいた考え方の整理の部分でございまして、実は大塚委員からご指摘いただいた不動産鑑定評価みたいなところの各論のと ころに落とし込んでいくベースになっていた考えは、実は今申し上げた部分でございます。

神野座長 そっちはわかるんだけど、不動産鑑定価格を上げるというところがちょっと 理解しにくいので、合っていればいいんですが......。

末吉委員 私の理解では、不動産というのは長期投資ですよね。ビジネスの長期プロジェクトのときに、ビジネスが何を考えるかというと、今の状況を考えるんじゃないんですよね。5年後、10年後、15年後に、一体周りの状況がどうなるのかということを考えて投資判断をするわけです。ですから、行政の方向感として、今、環境基準を重要視しますというのはあくまでスタート地点であって、このことは今後ますます強化していきますと。そのことがもっともっと大事な評価点になっていくんですよという方向感をはっきり打ち出せば、投資家としても、そういうことであれば、まさに将来のリセールバリューが確保される。場合によってはもっと上がる。将来、1年後、2年後、5年後につくるものよりも、今つくった方がもっと安く環境対応ができるという話であれば、需要が非常に出てくるんだと思うんです。ですから、今回の見直しが一時点だけの話なのか、将来にどういくのか、その方向感をはっきり出してあげないと、長期投資家は判断ができないという話になるんです。ですから、入り口のところだけの議論ではないと思うんです。

神野座長 いいでしょうか。普通の不動産でなければ、通常の考え方からいえば、例えば非常に環境にいい車と環境に悪い車を買ったときには、環境にいい車の方の税金を落としておいて、実質的に支払う金額を安くしておけば売れるということや、環境にいい車をとにかく高くても買いましょうというようなことをつくり出しておくということが普通考えられるので、この背後にある理念がわかるようにしておいていただければ……。

奥水委員 今までの話を伺って、私はまだ悲観的でして、例えば事務所ビルにしろ、マンションにしろ、床面積に対して広くて安ければ売れる、これは不動産の場合には原則なんですね。そのことがこの前の耐震偽造につながってくるわけですね。安くつくろうと思って、どんどん鉄筋の数を減らすわけですよね。それがまかり通っている。そういう現状を見たときに、いいものが高ければいいというふうにどうしても私は……。高くても売れる、高いものを買ってくれるというのは何だろうかと、非常に私はまだ懐疑的なんです。

神野座長 不動産鑑定の価格じゃなくて、質を検査していただいて、これは非常にいい ものであるということを言ってもらうのはいいと思うんですよね。ただ、価格の方をいじ くるというのはちょっと考えておいていただいた方が……。例えば同じような建物であっ たとしたら、緑が非常に多い方の、少なくとも固定資産税評価額が安い方を買いますよね。

藤井委員 減税すればいいんです。

神野座長 いや、減税じゃなくて評価をするわけです。固定資産税評価の話だから。

藤井委員 だから、評価は高くてもいいんじゃないですか。つまり、持っている人にすれば資産価値は高くなる。ところが、政策の効果で固定資産税が減税で戻ってくる。まさにプリウスのように低公害車減税などです。資産価値も上がって税も安くなる。こうなれば消費者はハッピーです。もちろん購入単価は高くなるかもしれませんけれども。政策的なインセンティブは、消費者に与えられるべきだと思います。自分の不動産を売るときには資産価値は高くなるという評価を得られれば、消費者も納得するのではないでしょうか。神野座長 事実的な問題、不均一課税をやれということになりますよね。おっしゃって

神野座長 事実的な問題、不均一課税をやれどいうことになりますよね。おうしゃうでいるのは。税率を変えろということになりますから、不均一課税になっちゃうんですね。

藤井委員 そうですね。

神野座長 課税標準で変えた方が絶対いいと思いますね。ほかの国でも全部それをやっていますから。つまり、少なくとも課税指数を変えてでも、課税評価額に掛け算して評価して税率を変えるんですけれども、それをやった方が合理的だというふうに思いますね。第一、坪数が合っていませんからね。不動産評価額というのは、実際の坪数に掛けていませんから。実際が100万坪あったとしても、登記上1坪しかなければ、その価格にしか掛かりませんから、税率を上げても効きませんよ。

藤井委員 税率だけでもちろん効かないんですけども、もしこれをやるとすれば、プラス評価をするときには、税のインセンティブの方法論があればなおいいということを言っているだけです。要するに、買い手には減税があるということでわかるわけですから。

神野座長 課税標準を変えた方が私はいいと思います。

藤井委員 そこの方法論は、その方式がよければそれでもいいと思います。

神野座長 つまり、A農地とか農地ごとによって評価を変えているんです。ご存じのとおり、A農地、B農地、C農地といって課税を変えているんです。そこで処理しない方がいいという理論が私にはわからないということを申し上げているんです。それだけの話です。

そこはもうこれでいいでしょうか。適切に表現を......。

大野企画担当部長 私どもの不動産鑑定に反映させるという書き方が正しくなかったかと思うんですが、趣旨としては、仮に高い価格であったとしても、価値が高いということが明確に示されて、それが市場の中でも買われていくような仕組みをつくりたい。かつ、それが買われるように、行政の方としては、例えば減税であるとか、それを支援するよう

な仕組みですから、そういう意味でございますので、わかるように修正をしたいと思います。

神野座長 竹田委員がおっしゃったことについて何か、委員の方でも構いませんし。

末吉委員 排除のこと。

神野座長 排除のこと。委員の方でもいいです。

藤井委員 排除はまずいですね。要するに、市場を使うわけですから、市場評価によって環境負荷の大きい企業は、市場から当然退出していくはずです。そういう表現にすればいいんじゃないかと思います。

大野企画担当部長 表現が適切じゃなかったと。要するに、言いたかったことは省エネラベルで100%にいかないものが売れなくなるというような意味で、逆に最低ラインより高いものが選択されるような仕組みとか、ポジティブな表現に変えたいと思います。

市川委員 市民が自立的に、社会的に責任を果たしていくときに、商品選択ということが経済という意味では責務のところに入ってくるんですね。現状、いわゆる消費者行政というものと環境行政というものが自治体によってうまくミックスしていないところがあって、やっていることが縦割りで、環境ということに関しては環境行政でやってください、消費者行政は別ですからというようなところがあって、非常にむだな動きをしているところがある。だから、都としての消費者向けの環境のところをどうやって運んでいくのかというところをきちんとお示しをしていただきたいという思いがあります。でないと、消費者が環境に配慮した商品をきちんと選択していけるように。消費者の人に聞くと、同じ値段であれば環境に配慮したものをもちろん買いますけれども、値段が安ければ、やはり安いものを優先したいという割合の方というのはまだまだ多いんです。そういう現状をわかっていただきたいと思います。それが1点。

あともう1点は、商品を選択するときの基準であるとか、ラベリングであるとか、これは既にいろんなところで、企業も積極的に取り組みを進めていらっしゃいますし、いわゆる1タイプ、2タイプ、3タイプと、逆に企業が積極的に進めていらっしゃるので、いろんなラベルがあって、ラベルを読み取る消費者側の方が、いろいろあり過ぎて難しいというような声も出てきております。そういう現状もわかっていただきたいと思います。

神野座長 それは重要なことなんだけれども、重要というか、総合行政とかいうことは どこかに入っているか、あるいは入れられるか。

小原副参事 実態といたしまして、冒頭、参考資料でご説明申し上げた全庁横断の組織

というのが1月26日に立ち上がりまして、その中で消費者行政も含めて環境という観点からどういう展開ができるのかというものを取りまとめていこうという方向で、今、実際の作業が進んでおりますので、ご指摘いただいた環境行政と消費者行政との連動という点については、具体的にはしっかりと展開していく方向に既に動いているというところではございます。報告の中で、その部分をどこにどう反映させるかというご指摘かと思うんですが、今ご議論いただいている紙のちょうど反対側の、環境対策に共通する方策のところで、もしよろしければ、環境対策というのが環境だけではなくて、ほかのいろいろなところと連動してやるというような要素を織り込ませていただく方向で修正させていただければと思うんですが。

神野座長 ほかに。

大塚委員 あまり気にしていただかなくていいですけど、今の話は私も感じるところがあります。基本的考え方の1のところで、市民の責務と書いていただくのは構わないと思うんですけれども、実際には市民がルールを自分で決めていくというのはものすごく難しいということがあるんです。例えば容器包装関係のレジ袋だって、市民にはもちろん関心を持っておられる方はたくさんいるんだけども、自分たちでルールを決めるというのは非常に難しいのです。企業はイメージアップということがありますから、CSRの観点からおやりになることが当然あると思いますけど。だから、並べて書くのは構わないですけど、そこら辺は配慮していただいた方がいいのかなと思います。市民は安ければ買うというのがやっぱり普通ですので、環境に優しいものを安くするということを考えなくちゃいけないということです。それはもちろんほかのところにも関係してくると思うんですけど。

もう1つ、ラベリングで企業ごとにラベルが違って、幾つかいろいろあって困るということですが、基本的には自主的にやっていただければいいと思いますけども、もし本当に困ることになってきたら、行政とか議会とかが絡んでくることになることはあると思います。

原委員 今までの議論と全く視点を異にして伺いたいんですが、これは施策を検討しているわけですね。私は施策に参加する東京都民、あるいは施策を受ける側、そこから一、二点、注意していただきたいと思うんですが、例えば一番困るのは、政策目標は世の中に山ほどぶら下がっているんですよね。ところが、目標に到達する手段が極めてあいまいで、しかも法律の第1条がめちゃくちゃであるというのは日本の体系だと思うんです。その中で、非常にいいところに持っていったと思います。高く評価したいと思うんですね。

左側が政策表で、右側が政策に到達するための手段である、政策手段というふうに理解をして読んでいきますと、例えば4ページの地球温暖化の対策についての4のところに、新たな環境技術の開発と環境ビジネスの創出となっているわけです。一般的にいうと、右側の施策を読んでいくと、これが政策手段で左に持っていこうとしているんだなというのはわかるんですが、そうかと思って読んでいくと、4のところで見ると連携という言葉が2つ、先駆的な技術開発に関して企業とか研究機関、大学と連携という言葉が出てまいります。この連携をするときの東京都側の主語、主体はどこであるというふうに考えたらよろしいんでしょうか。

小原副参事 4ページの左側の4番。

原委員 そうそう、4番ですね。連携というふうに書かれておりますが、この連携というときには、これは都が主語になっていると思うんですが、その場合に東京都のどのセクションといいますか、どういうセクターが連携の主語になるんですか。

小原副参事 例で申し上げますと、先ほども言及したんですが、第二世代バイオディーゼル燃料の実用化共同プロジェクトというのが参考資料1の一番最後のところに出ておるんですけれども、先駆的な企業としてここに掲げさせていただいた3社と、行政側で連携いたしましたのは東京都環境局と東京都交通局、この2つが連携いたしました。

神野座長 研究機関とか大学とか、そうしたことを主体的に東京都が、つまり既に設置していることでも、これから形成しようとしているところもあるんですが、そういうことですよね。そういうことがあるんでしょうかと。何とか研究所とか。

原委員 何か右側の施策をやっているうちに自然に出てくるというふうに読めるので、 連携なんて書かなきゃいいんですが、そういう責任逃れ的な表現もあり得るかもわからん けど、連携といった以上は、主語と目的語がはっきりしていないと。

これは皮肉なんですけど、霞が関の文章というのはしばしば霞が関文学というんですよね。特徴は主語と目的語がないんです。つまり何を言っているんだかわからないんです。 そういうことにならないように、東京都はしっかり主体が何であるかということを明示していただかないと、東京都民としては東京都はやる気になっているなというのが見えてこない。そういう意味です。つまり、文章の書き方の問題じゃなくて、主語と目的語が何であるのかをはっきりさせていただきたいということです。

小原副参事 今やっと理解しました。この連携というのは、まさに都が主体的に連携していくということで、先ほど例として環境局と交通局が連携してと申しましたが、環境局

といった言葉の中に、今、環境局の機関でございます東京都環境科学研究所もそこに入っておりますし、ですから、東京都のありとあらゆる機関が連携の主体として考えているところでございます。

原委員 今、いみじくも環境科学研究所が出ましたが、私、実は運営委員長をやっておりまして、今度、財団法人化するんです。非常に大きな地殻変動が起ころうとしています。逆の方向にいくのではないかという感じがありますので、ぜひ今おっしゃったような意味で、この政策とリンクするような性格の改革であってほしい。市場経済の中に合理化で投げ込まれて、金になるようなものしかやらないというようなことになりかねない状況に陥っているという感じがします。

大野企画担当部長 その話は一言申し上げます。環境科学研究所という施設は、東京都から民間に別にあれするようなことではございませんで、運営を東京都の財団法人の環境整備公社に移管をするということでございますので、当然、今までやった研究でございますとか、同じように引き継がれてまいります。ですから、そういうご懸念はないと考えております。

原委員 そのこと自体は伺うつもりはございません。

もう1つ、簡単なことですが、簡単というか、何度か申し上げたんだけど、みどり対策の2番目に、あらゆる都市空間のすき間を生かした身近な緑の創出。大東京としては、すき間を生かすというのは何だかちょっとばかり……。結構ですけども、どうしてこういうすき間のない東京都になったんであろうかという、東京都の都市計画というものが、例えば臨海の開発でも環境省と正面から衝突しているわけですよね。あそこにつくったら、風も吹き抜けなくなるし、問題があるという警告を受けたんですけど、鈴木都政のときにあれをやったわけですよね。ですから、そういう意味においては、すき間を生かしておやりになる。これはまことによろしいと思いますけれども、やはり主語としての東京都の責任といいますか、都市計画という非常に重要な部門を持っているわけですから、そういうものもこの中に入らなければならないというようなことを、終わった結果について技術主義的に対応するんじゃなくて、そういうことを起こさないようなことをこれから東京都が抑えていきますよというものがここに入っておりませんと、何かまた技術主義的に次の問題を解決するということの繰り返しになるというふうに、東京都民は意地が悪いですから、そういう見方をしかねませんので、お書きになるときに、もしそういうものが入る余地があるのであれば、いささかないものねだりかもしれませんけども、ちょっと気になるんで

す。

大野企画担当部長 ちょっとよろしいですか。5つの話の1番のグリーンロードネットワークの形成で、海からの風が吹き抜ける広域的・骨格的な緑の形成と入っておりまして、別にすき間だけをやると言っているわけではございませんで、広域的な緑もつくるし、校庭の芝生もやるし、加えてあらゆる可能性を追求しようという意味で、すき間もと書いてあるわけでございますので、ご理解をいただければと思います。

原委員 苦肉の策だということはわかります。

神野座長 ただ、おっしゃっているから言えば、みんなすき間だよね。パリみたいに 大々的な緑のあれができるとかという計画はないのね。

大野企画担当部長 ですから、1番に書いてございますように、グリーンロードネット ワークと申しますのは、臨海に海の森をつくることとあわせて骨格的につくっていくという観点が1つ入ってございます。

神野座長海の森というのは、大規模に緑をつくるの。

小原副参事 参考資料2の2ページ目、白黒で恐縮なんですが、もとのものはグレーの部分が全部緑色でございまして、大きい骨格の緑というものを、骨格として大規模につくる。それに加えまして、右側のところでちょっと見にくいかもしれませんが、海の森(仮称)ということで、こちらに88ヘクタールほど、どかんとつくりまして、海からの風が中に入っていくような、緑の連なりというものをつくっていこうというのが、実は「10年後の東京」の一番初めの姿として出ているところでございます。

神野座長 皇居と同じ大きさの緑の島の実現というと、私なんかは小さく読んだんです。 大きい意味でやっているんですか。皇居と同じ規模しかないという意味じゃないんですよ ね。僕はそういうふうにしか読めないんだけど。つまり、皇居と同じ大きさしかない小さ な緑の島が出現しますよと。みすぼらしいと読めちゃうんだけど、そういう意味じゃない んですよね。

大野企画担当部長 それはどれぐらいの大きさをもってどうかというお話だと思いますが、ここでは中央防波堤の内側処分場のところを利用しまして、88ヘクタールをつくるということでございますので、それを拠点にして順次つくってまいりたいと思います。

末吉委員 別な点なんですけど、資料1の3ページの左下の方に、民間金融機関等との効果的な連携とあるんですけども、直接的に申し上げて、民間金融機関の投資リスクを軽減するというのは、民間金融機関だけが投資主体ではないんですよね。ですから、あまり

こういう限定的な表現じゃなくて、もう少し大きな資金の流れをどうしようかというような表現の方がいいんじゃないかと思いますし、ここでやることの大きいものに、都の財政支出のあり方や都の財政効果がということもあるんですけれども、1ページ目の大きなところでは、市場の外部コストを内製化すると大きくうたっているわけですよね。としますと、東京都がこれからやるということは、いや応なく日本のマーケットシステムそのものも変えていくというインパクトがないと、実現できないことだと思うんですね。ということからしますと、あまりここに都の何とかとローカルな話が出てくるんではなくて、日本のマーケットを変えていくという意味合いのことが入った方がよろしいんじゃないかと思うんです。

神野座長 さっき皮肉を言いましたけれども、みどり対策なんかについては、対策の方法がここでの検討会ではある程度限定せざるを得ないから小さく打ち出しているんだということや、あるいは、当面手始めとしてこういうことから手を打ち始めるんだというふうに、限定をつけた方がいいような気もするんです。本当に緑といったら、やっぱり違うと思うんだよね。僕のイメージだと。今、私たちの手法として、この研究会として手法とするというのは、後藤新平みたいな権限を持ってだあっとかけるわけじゃないですよね。今ここの場でね。だからこういうふうにやっているんだというような、当面やるべきこととかいうようなことに、とにかくここから始めようというような打ち出し方がわかるようにした方がいいかもしれません。原先生のあれと関連して言うと。

原委員 全く賛成ですね。都民は本当に意地が悪いので、例えば海上の森をつくる防波 堤内側の土地というのは、実は使いようが森をつくるしかないんですよ。地盤が悪くてビルをつくれないんです。そうすると、100年たったらまた切ってあそこにビルをつくるんじゃないか、それまでのしのぎじゃないかなんて変なことを言う人が出かねないので、都政マニアックみたいな人がたくさんいますから、その辺はご注意して表現された方がいいんじゃないか。これは東京都の恒久の森だ、不抜の森であるぐらい力強く言っておかんと、どうせまた第二の臨海開発だなんていうようなことを言われかねない。ぜひその辺も、お書きになるときは注意した方がいいと思います。

大野企画担当部長 いずれにしましても、この調査会は経済手法ということですので、 その角度からのアプローチでございますので、冒頭に申し上げましたように、企画政策で まとめまして、環境審議会で全体の環境基本計画のご議論をいただきますので、そのとき に全体像のご議論をいただけると思います。 市川委員 資料1の2の地球温暖化対策のところの2番目に、世界一の再生可能エネルギー利用都市の実現という非常に大きなアドバルーンが上げてあるんですが、東京のようなこういう都市で、再生可能エネルギーを強く打ち出すということは、例えば二酸化炭素で見るのか、省エネルギーという視点で見るのかとか、再生可能エネルギーというのは一般都民としては耳当たりが非常にいいんですけれども、ただ、非現実的なことのような気もするんですね。例えばバイオマスにしても、食糧の自給率が4割というこの日本の現状にあって、燃料まで輸入、いわゆる食べ物、トウモロコシとか、そういうところに依存した仕組みをつくっていっていいのかという、その辺を感じてしまうのです。

神野座長 前回ご出席いただかなかったでしたね。この間、それに関連するのが主要なテーマだったので、現実には、ここでできることは限定的なわけですよね。それをちょっと簡単に説明していただけますか。

小原副参事 今ご指摘いただいたペーパーの左側の上にありますように、「カーボンマイナス東京10年プロジェクト」から抜粋したものということで、前回から今回までの間にこういったものをまとめて東京都として出してございますというところを引っ張ってきたものでございます。きょう、経済施策調査会で環境対策を進めていく上での経済的な手法の考え方をご議論いただいているところであるんですけども、その中で何をするんだというところがなかなかはっきりよく見えないということもございましたものですから、前回から今回の間で、東京都として10年後に向けてこういうことをやろうとしていますというものを掲げましたということを参考に出させていただいたということでございます。

ここで、100万キロワット相当の太陽エネルギーを都内に導入というような書きぶりで書いてあって、ここではたまたま太陽エネルギーというものが再生可能エネルギーの例として数値目標に伴って出ているところではあるんですけれども、太陽エネルギーについては都内でこういう書きぶりをいたしまして、10年間の中で100万キロワット分のエネルギー利用設備を広げていこうと。そのために、14日から始まるんですけれども、太陽エネルギーの飛躍的な利用拡大を目指した利用拡大会議というのをやっていきますということを掲げております。ただ、それだけに限った話ではなくて、再生可能エネルギーといったときに、東京都では、中で実際にエネルギーをつくれている量はそんなに多くないものですから、東京が消費地として、都外でつくられた再生可能エネルギーを使っている立場から、都外での取り組みに対しても消費地の立場から、需要をつくると私どもは申し上げましたが、利用を拡大していって、再生可能エネルギーの取り組みを支援していこう

というような取り組みを含めて、東京の再生可能エネルギー利用拡大というのを掲げているところでございます。

神野座長 そういう意味では、東京都として取り組む本質的なところに入っていないのかもしれませんが、そういう施策を打ち出しているということで検討したと。

小原副参事 そうです。太陽光だけはここに掲げまして、都内で100万キロワットと 書きましたが、都内でというところでの連携はあるんですけれども、再生可能エネルギー 全般というところで申し上げれば、今言ったようなことで考えているところでございます。

神野座長 まだまだご意見が尽きないかと思いますが、先ほど言いましたように、私の時間のこともございますし、それから、まとめる時間も限られているのですけれども、できれば委員の皆様方から、もう一度読んでいただくお時間をおとりいただけるのであれば読んでいただいて、ご意見をいただいて、事務局の方にお申し出いただければ、私の責任において事務局と相談しながら修正を施して、できるだけここでの委員会の成果が都の基本計画に反映できるような報告にしたいと存じます。もう一回、皆さんに提示できる余裕はあるんですか。

小原副参事 企画政策部会が26日ということになっておりますものですから、間に祝日ですとかいろいろ入ってしまうものですから、その時間がなくて、いただいた意見を修正したものを、できれば神野座長にご確認いただいてということで……。追加のご意見につきましても、後でご確認いただくための修正と、ご確認の時間を考えますと、14日ぐらいまでにいただければ……。

神野座長 わかりました。ということでございますので、ワーク・ライフ・バランスとかなんとかといっている時代ですので、事務局に死ぬほどの働きをさせるというわけにもいきませんから、14日ぐらいまでにご意見を早急にいただいて、今のような事情がございますので、私と事務局の責任において修正させていただくということでご理解いただきたいと思います。

それでは、不手際がございまして、また私の勝手な事情で、ちょっと早目に切り上げさせていただきます。事務局の方から連絡や今後の予定その他について。

小原副参事 今まさにお話が出たところで、一応ご確認ということになりますが、今回 ご議論いただいた内容に基づきまして、私どもの方で議論のまとめを修正させていただく。 14日までに電子メールですとか、そういったものでいただいた内容を反映させた修正に つきまして、神野座長にご確認をいただきたいと思います。 3月26日午後1時15分か

らの環境審議会の企画政策部会において、調査会から報告するという予定でおります。先 ほど説明しました資料7にありますとおり、年度内の環境基本計画の方に反映させていく ということになります。

長時間にわたりご審議、どうもありがとうございました。

午前11時41分閉会